

議案第 159 号

前橋市介護保険法関係手数料条例の改正について

平成 28 年 1 月 29 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

前橋市介護保険法関係手数料条例（平成 24 年前橋市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

7 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定による第 1 号事業を行う者の指定の申請に対する審査	2 万円
---	------

別表備考に次のように加える。

- 3 同一の事業所において市規則で定める指定居宅サービス事業と第 1 号事業との一体的な運営をするため、指定居宅サービス事業者の指定及び第 1 号事業を行う者の指定の申請を同時に行う場合は、1 件とする。
- 4 同一の事業所において市規則で定める指定地域密着型サービス事業と第 1 号事業との一体的な運営をするため、指定地域密着型サービス事業者の指定及び第 1 号事業を行う者の指定の申請を同時に行う場合は、1 件とする。
- 5 同一の事業所において市規則で定める指定地域密着型サービス事業と指定介護予防サービス事業との一体的な運営をするため、指定地域密着型サービス事業者の指定及び指定介護予防サービス事業者の指定の申請を同時に行う場合は、1 件とする。
- 6 同一の事業所において市規則で定める指定介護予防サービス事業と第 1 号事業との一体的な運営をするため、指定介護予防サービス事業者の指定及び第 1 号事業を行う者の指定の申請を同時に行う場合は、1 件とする。
- 7 同一の事業所において市規則で定める指定居宅サービス事業、指定介護予防サービス事業及び第 1 号事業の一体的な運営をするため、指定居宅サービス事業者の指定、指定介護予防サービス事業者の指定及び第 1 号事業を行う者の指定の申請を同時に行う場合は、1 件とする。
- 8 同一の事業所において市規則で定める指定地域密着型サービス事業、指定介

護予防サービス事業及び第1号事業の一体的な運営をするため、指定地域密着型サービス事業者の指定、指定介護予防サービス事業者の指定及び第1号事業を行う者の指定の申請を同時に行う場合は、1件とする。

- 9 同一の事業所において市規則で定める同種の第1号事業の一体的な運営をするため、当該同種の第1号事業を行う者の指定の申請を同時に行う場合は、1件とする。

附 則

- 1 この条例は、平成29年1月17日から施行する。
- 2 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の2第1項の規定による指定を受けた指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る介護予防サービス事業と同種のサービスであって、法第115条の45第1項第1号に規定する第1号訪問事業又は第1号通所事業のうち、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護に相当するものを、当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所と同一の事業所において行うため、法第115条の45の5第1項の規定による第1号事業を行う者の指定の申請を行うときは、平成30年3月31日までに行われる申請に対する審査に係る手数料については、この条例による改正後の前橋市介護保険法関係手数料条例別表第7項の規定にかかわらず、徴収しない。